

---

令和5年度第3回  
富津市国民健康保険事業運営協議会

---

令和5年11月13日(月)

市民部国民健康保険課

# 目 次

## 諮問事項

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について	1～8
-------------------------------	-----

## 報告事項

富津市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）（第四期特定健康診査等実施計画）（素案）について	別冊
--	----

## 諮問事項

富津市国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例（案）について

# 諮問事項 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

## 1 『産前産後期間の国民健康保険税の免除措置』について

### (1)制度改正の概要

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)、それに伴う関係政令の整備に関する政省令が公布され、国民健康保険制度において出産する被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額の免除規定が創設された。

これに伴い、富津市国民健康保険税条例を一部改正し、新たに産前産後期間の保険税免除に係る規定を新設する。

なお、施行日は、法令に合わせて令和6年1月1日とする予定。

### (2)免除措置

原則世帯主からの届出により、出産予定月の前月(多胎妊娠の場合は3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(4ヶ月間(多胎妊娠の場合は6ヶ月間))に係る出産する被保険者の所得割額及び均等割額が免除される。

なお、市が世帯主からの届出で届けられるべき事項(世帯主及び出産した被保険者の氏名、住所、生年月日、個人番号、出産の日、単胎妊娠又は多胎妊娠の別)を確認することができる場合には、職権で産前産後の保険税免除措置を行うことが可能。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎妊娠			■	■	■	
多胎妊娠	■	■	■	■	■	

令和5年度は、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間分のみ免除対象。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			■		■	

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額される。

令和6年1月より前の期間については減額の対象とならない。

### (3)制度改正の影響

年間の出産被保険者見込数:16件(R5当初予算の出産育児一時金支給件数)

1世帯あたりの影響額:27,700円

※1人あたり調定額 83,286円×4/12月÷27,700円(R5年度9月末時点)

#### (4)国・地方の財政負担割合

国1/2 千葉県1/4 富津市1/4

※国・県の負担金を一般会計で収入し、市の負担分と合わせて国保会計に一般会計から繰り入れる。

#### (5)法令上の規定

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)、それに伴う関係政令の整備に関する政省令により次のとおり地方税法等が改正された。

##### ア 地方税法

(国民健康保険税の減額)

第 703 条の 5

3 市町村は、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。

##### イ 地方税法施行令

(国民健康保険税の減額)

第 56 条の 89

4 法第 703 条の 5 第 3 項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1)減額は、所得割額(納税義務者の世帯に属する出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者(以下この号及び次号において「出産被保険者」という。))につき算定した所得割額に限る。同号において同じ。)及び被保険者均等割額(出産被保険者につき算定した被保険者均等割額(第 2 項に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。同号において同じ。))について行うこと。

(2)減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出産被保険者の出産の予定日(総務省令で定める場合には、出産の日)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3 月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を基準として定めた額とすること。

##### ウ 地方税法施行規則

(政令第 56 条の 89 第 4 項第 2 号に規定する総務省令で定める場合)

第 24 条の 30 の 5

政令第 56 条の 89 第 4 項第 2 号に規定する総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の納税義務者が、市町村長に対し、同項第 1 号に規定する所得割額及び被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出た場合

(2)被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の納税義務者による前号の届出が行われていない場合であつて、市町村長が、当該減額の実施に必要な事項を確認することができた場合

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者</p>

等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について27,300円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について9,100円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について9,800円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について19,500円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について6,500円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について7,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について27,300円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について9,100円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について9,800円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について19,500円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について6,500円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について7,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について7,800円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について2,600円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について2,800円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,850円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,750円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 15,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,950円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,250円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,500円

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について7,800円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について2,600円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について2,800円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,850円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,750円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 15,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,950円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,250円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,500円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）

が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額  
当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額  
当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額  
当該出産被保険者につき第5条の5の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額  
当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保

附 則  
 (基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の特例)

- 險者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(出産被保険者に係る届出)
- 第11条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号  
 (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号  
 (3) 出産の予定日  
 (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別  
 (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類  
 (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類  
 (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則  
 (基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の特例)

17 当分の間、国民健康保険の被保険者のうち未就学児であって、第2条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の適用を受けるものが属する世帯並びに6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「特例対象者」という。）が属する世帯における、第2条第2項に規定する基礎課税額及び同条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額については、特例対象者に係るそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。ただし、特例対象者が第10条又は第11条第1項\_\_\_\_\_の規定の適用を受ける場合は、当該規定の適用後のそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。

17 当分の間、国民健康保険の被保険者のうち未就学児であって、第2条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の適用を受けるものが属する世帯並びに6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「特例対象者」という。）が属する世帯における、第2条第2項に規定する基礎課税額及び同条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額については、特例対象者に係るそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。ただし、特例対象者が第10条、\_\_第11条第1項又は同条第3項の規定の適用を受ける場合は、当該規定の適用後のそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。